

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づき、奈良県広域消防組合（以下「組合」という。）の条例の公布等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合議会の会議規則、傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、同条中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(告示、公告及び公示)

第6条 第2条第2項の規定は、管理者及びその他の組合の機関の行う告示、公告及び公示に準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。